(ハ) 未経過期間１２か月以下で解約する場合

返還保険料＝（３６か月契約の２年を超える部分の純保険料率＋３６か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）×　未経過月数／１２か月

ニ　保険期間４８か月の契約

(イ) 未経過期間３７か月以上で解約する場合

返還保険料＝４８か月契約の１年を超える部分の純保険料率＋４８か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（１２か月契約の純保険料率＋１２か月契約の社費中損害調査費相当部分）×　（未経過月数－３６か月）／１２か月

(ロ) 未経過期間２５か月以上３６か月以下で解約する場合

返還保険料＝４８か月契約の２年を超える部分の純保険料率＋４８か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（４８か月契約の１年超２年以内の純保険料率＋４８か月契約の１年超２年以内の社費中損害調査費相当部分）

×　（未経過月数－２４か月）／１２か月

(ハ) 未経過期間１３か月以上２４か月以下で解約する場合

返還保険料＝４８か月契約の３年を超える部分の純保険料率＋４８か月契約の３年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（４８か月契約の２年超３年以内の純保険料率＋４８か月契約の２年超３年以内の社費中損害調査費相当部分）

×　（未経過月数－１２か月）／１２か月

(ニ) 未経過期間１２か月以下で解約する場合

返還保険料＝（４８か月契約の３年を超える部分の純保険料率＋４８か月契約の３年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）×　未経過月数／１２か月

ホ　保険期間６０か月の契約

(イ) 未経過期間４９か月以上で解約する場合

返還保険料＝６０か月契約の１年を超える部分の純保険料率＋６０か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（１２か月契約の純保険料率＋１２か月契約の社費中損害調査費相当部分）×　（未経過月数－４８か月）／１２か月

(ロ) 未経過期間３７か月以上４８か月以下で解約する場合

返還保険料＝６０か月契約の２年を超える部分の純保険料率＋６０か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（６０か月契約の１年超２年以内の純保険料率＋６０か月契約の１年超２年以内の社費中損害調査費相当部分）

×　（未経過月数－３６か月）／１２か月

(ハ) 未経過期間２５か月以上３６か月以下で解約する場合

返還保険料＝６０か月契約の３年を超える部分の純保険料率＋６０か月契約の３年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（６０か月契約の２年超３年以内の純保険料率＋６０か月契約の２年超３年以内の社費中損害調査費相当部分）

×　（未経過月数－２４か月）／１２か月

(ニ) 未経過期間１３か月以上２４か月以下で解約する場合

返還保険料＝６０か月契約の４年を超える部分の純保険料率＋６０か月契約の４年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（６０か月契約の３年超４年以内の純保険料率＋６０か月契約の３年超４年以内の社費中損害調査費相当部分）

×　（未経過月数－１２か月）／１２か月

(ホ) 未経過期間１２か月以下で解約する場合

返還保険料＝（６０か月契約の４年を超える部分の純保険料率＋６０か月契約の４年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）×　未経過月数／１２か月

(2) 保険期間開始前の解約

純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額を返還する。

社会保険労務士名簿登録の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の規定により社会保険労務士名簿に登録した者を次のとおり公告します。

平成25年1月31日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
平成24年12月15日付		09120024	小野塚教夫
01120059	市川　宏	09120025	遠山　恵一
04120027	伊深　宏彰	11120106	太田　雅子
04120028	間　忠行	14120173	寺田　敦憲
14120174	奥村　寛	25120019	松田　晴美
14120175	家里　顕	28120099	中村　孝二
14120176	辻　由美	28120100	平山　雅之
14120177	芹澤　孝弘	28120101	松田　道雄
15120019	金子　直人	31120011	君野　雄
17120013	眞舘　学	31120012	鹿田　智子
17120014	堀川祐二朗	31120013	花原　秀明
19120009	秋山　衛	31120014	西山　理一
20120033	保屋野あや	34120038	梅田　理子
20120034	宮澤　美晴	37120016	黒田　宜克
20120035	宮坂　守		
20120036	伊東　俊弘		